

【Q16】 契約書の署名欄に、Attest: あるいは Witness: として立会人がサインをする欄があります。どのような立場の人がサインをすればよいのでしょうか。その法的責任についても教えてください。

【A16】 立会証人は何のためにサインをするかといえば、その契約が有効に当事者により締結されたことをそれぞれ見届けるためといってよいでしょう。立会証人は契約当事者ではないので、サインをしたからといって契約上の責任を負うわけではありません。ただ、偽造や無権代理を疑われるような場面で、民事訴訟の証人として証言を求められることはありえます。

attest や witness をする人ですが、法人であれば、内部の人がする場合と外部の人がする場合に大別できます。どちらがよいかというよりは、契約の重要度などによっていずれにするかを当事者間で決めればよいでしょう。内部の人間を立会証人にするときは、管理・総務部門から選ぶのがふつうです。アメリカの会社の場合ですと Secretary にするケースが多くみられます。Secretary は、日常的な業務をまかされる Officer 「役員」で州会社法の下では必置機関です。Secretary のことを「秘書役」や「書記役」と訳しますが、会社の社印や議事録などを管理するセクションの長と考えてよいでしょう。取締役会議事録が真正なものであることを社内で認証するときは Secretary が行います。

もし契約の相手方であるアメリカの会社が、立会証人に Secretary を立てるときは、こちらもそれ相応の人を立てるのが釣り合いは好ましいこととなります。Secretary の役職そのものはわが国の会社法にはありませんが、総務担当の副社長や専務取締役などであれば問題はないでしょう。総務部長あたりでもよいのですが、Secretary はもう少し上の地位の Officer です。また、ライセンス契約で相手方がライセンス部の総務部門のマネージャーを立てたら、こちらも技術部の総務部長を立てるというようにバランスを考えます。

外部の者が立会証人になる例としては、弁護士が多いようです。とくにその契約の締結につき、契約書案をドラフトするなどして関与してきた弁護士が立会証人としてサインしてくればお互いに契約の有効性について安心できるというものです。この場合にも相手方が弁護士を立てるのであればこちらも弁護士とするのがよいでしょう。

外部の者の立会いというよりはサイン認証として、公証人(notary public)の面前署名をすることもあります。たとえば、日米の契約当事者が東京で調印を行うとします。その場合、署名者がそろってわが国の公証人のところに行き面前署名の公証をしてもらえばよいのです。そうすれば、両者について署名者の本人確認になります。両者別々に離れたところでサインするのであれば、立会証人の署名、公証人による認証いずれもそれぞれサインをする場所で行う必要があります。ただ、公証制度は、国によって異なることがありますので、よく調べておくことも必要になります。

立会証人の署名や公証は、これがなければ契約が有効に成立しないものではありません。ただ、契約当事者がその契約をどのようなものとしてとらえるかによって、どのレベルの

「立会い」を必要とするかが決まってきます。外国の官公庁に登録などのため提出しなければならない契約書の場合、その外国のわが国における領事館に行き、そこでサインの領事認証を受けることを要求されることもあります。当事者間でそうした認証の要否をよく確認するだけでなく、領事館にも認証手続について予め問い合わせしておくべきです。

(弁護士 長谷川俊明)